

夏の夜のイルミネーション・ライトアップ事業業務委託企画競争募集要領

公益社団法人おかやま観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の夏の夜のイルミネーション・ライトアップ事業（以下「本事業」という。）を委託するにあたり、プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

令和4年1月20日

公益社団法人おかやま観光コンベンション協会
会長 石井清裕

1 目的

JRグループ6社と地元自治体、観光関係団体等が連携して、全国に観光誘客宣伝を展開する大型観光キャンペーン「岡山DC（デスティネーションキャンペーン）」（実施期間：令和4年7月～9月）の実施に伴い、石山公園一帯などをイルミネーションやライトアップの光で彩るとともに、DC期間中に飲食等のイベントを実施することで、観光客に岡山の夏の夜のまち歩きを楽しんでもらい、市街地の夜の回遊性を高め、ナイトタイムエコノミーを活性化させることを目的とする。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 委託名 | 夏の夜のイルミネーション・ライトアップ事業業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別添仕様書（案）参照のこと |
| (3) 委託期間 | 契約日から令和5年1月31日（火）まで
※契約日は令和4年4月1日以降とする。 |
| (4) 概算予算額 | 18,810,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内 |
| (5) 支払条件 | 完了後払い |
| (6) その他 | 本事業は、岡山市の負担金を財源に実施するため、岡山市議会で、本事業にかかる令和4年度岡山市一般会計当初予算の議決が得られないとき、またはその予算執行の承認が得られないときは、本企画競争に係る委託業務を行わない。 |

3 参加資格

- (1) イルミネーションやライトアップによる夜間景観創出事業の実績があり、かつ2(4)で示した規模相当の実績があること。
- (2) 本事業の仕様書等の交付日時点で当協会会員であること。また、支店、営業所等が岡山市内にあり、連絡調整が迅速に行えること。
- (3) 協会との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 会社更生法による更生手続き開始の申し立て、民事再生法による再生手続き開始の申し立て、または破産法による破産の申し立てがなされていないこと。

4 日程及び期限

- (1) 仕様書等の交付 令和4年1月20日(木)
- (2) 仕様書等に関する質問受付 令和4年1月26日(水)午後5時30分まで
- (3) 仕様書等に関する質問回答 令和4年1月31日(月)午後5時30分までに回答予定
- (4) 企画提案書等の提出 令和4年2月3日(木)～令和4年2月8日(火)正午(必着)まで
- (5) ヒアリングの実施(予定)
日時 令和4年2月17日(木)
場所 岡山商工会議所の会議室
※詳細は後日連絡する。

5 仕様書等の交付方法

岡山市公式観光サイト「おかやま観光ネット」のお知らせからダウンロードすること。

■ホームページアドレス (<https://okayama-kanko.net/sightseeing/>)

6 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

(1) 受付方法

本事業に係る質問票【様式3】に質問事項を記載し、電子メールにより、(公社)おかやま観光コンベンション協会事務局(以下「事務局」という。)へ送信すること。それ以外の方法では受け付けない。なお、送信後、電話(事務局直通 086-227-0015)により、着信の確認を行うこと。

■電子メール：fujii@okayama-kanko.net

(2) 回答方法

岡山市公式観光サイト「おかやま観光ネット」のお知らせへ掲載する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

事務局宛に、「夏の夜のイルミネーション・ライトアップ事業」と朱書きの上、一般書留または簡易書留により郵送、または持参すること。

(2) 提出書類

①企画競争(プロポーザル)参加申請書【様式1】

②会社概要(任意様式)

③類似事業実績一覧【様式2】

④企画提案書(任意様式)

ア 用紙は原則としてA4版仕様とし、縦置き横書き(横綴じ)とすること。ただし、表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

イ 本事業の取組方針を示すこと。

ウ 「夏の夜のイルミネーション・ライトアップ事業業務委託仕様書(案)」4. 委託

業務内容の（１）～（７）に定める各業務の具体的な実施方法を示すこと。

⑤事業実施の体制（任意様式）

- ・どのような体制及び人員で事業を実施するのかが分かる体制図を作成すること。また、本業務の業務責任者について、氏名・所属・役職・職務経歴等を具体的に記載すること。
- ・事業実施にあたり、他の法人・団体等に一部業務を再委託したり、連携、共同して実施する場合、体制図に分かるように掲載すること。

⑥事業実施のスケジュール（任意様式）

⑦経費の積算表（任意様式）

- ・本業務に係る経費について、詳細な項目、内訳、所要経費等を全て見積もること。なお、消費税及び地方消費税を含む、またはそれがわかる積算表とし、税抜額のみでの積算表としないこと。

（３）提出部数 各 1 1 部

- ・社名、代表者印のあるもの 1 部（正本）
- ・社名、代表者印のないもの 1 0 部（副本）

※参加申請書【様式 1】は正本 1 部のみで可。

※副本では、提出書類すべてにおいて社名・代表者印は一切表示しないようにすること。

なお、実施体制図等で他の法人・団体等の名称が出ることは妨げない。

（４）注意事項

- ①連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を記入すること。
- ②提出する提案書は、提案者ごとに 1 案とする。
- ③提出期限までに提出されなかった提案書等は、いかなる理由でも特定されない。
- ④提案書等の差し替え、再提出は認めない。
- ⑤参加申請書の提出後の辞退については、取り下げ願い書【様式 4】を令和 4 年 2 月 9 日（水）正午までに事務局へ持参により提出すること。提出期日以降の取り下げ願い書は受け付けない。

8 特定方法等

（１）審査体制

提案のあった企画提案書等については、岡山市と協会とで構成する夏の夜のイルミネーション・ライトアップ事業業務委託審査会（以下「審査会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

（２）審査方法

- ①審査会は、提出書類により審査を行うが、必要に応じてヒアリングを実施する。
- ②審査会は、評価基準をもとに 1 0 0 点満点で審査し、得点により最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。
- ③提案者多数の場合は、審査会に先んじて書類による一次審査を行うことがある。
一次審査は評価基準を基に行う。

（３）ヒアリングの実施（予定）

ヒアリングを実施する場合は時間、場所及び実施内容等の詳細とともに令和 4 年 2 月 9 日（水）に通知する。

（４）提案書等の特定をするための評価基準

①別紙1「夏の夜のイルミネーション・ライトアップ事業業務委託企画提案書等評価基準」のとおりに。

②審査点数の平均点が60点を下回る提案については、最適提案者として特定しない。

(5) 提案者の失格

契約の締結までに応募者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

①「3 参加資格」を満たさなくなった場合

②提出書類に虚偽または不備があった場合

③契約の履行が困難と認められるに至った場合

④提案者が個別に審査会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合

⑤提案者がヒアリングに出席しない場合（ヒアリングを実施した場合）

⑥見積額が概算予算額を超過している場合

⑦その他審査会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書等を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは、提案書等を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知する。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。審査会で選定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。なお、最適提案者と協議が整わない場合、または最適提案者が契約締結するまでの間に失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

10 その他留意事項

(1) 提案書等の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は、事業受託者の選定以外には使用しない。

(3) 特定しなかった提案書等は、原則として返却する。返却が不要な場合は、提案時にその旨を知らせること。

(4) 提案書等に虚偽の記載を行った場合、当該提案書等を無効とする。

(5) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。

(6) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及びその単位は日本国通貨及び円とする。

【提出先・お問い合わせ先】

公益社団法人おかやま観光コンベンション協会事務局 担当：藤井・原田

〒700-0985 岡山市北区厚生町三丁目1番15号 岡山商工会議所6階

電話：(086) 227-0015

FAX：(086) 227-0014

電子メール：fujii@okayama-kanko.net

夏の夜のイルミネーション・ライトアップ事業 業務委託仕様書（案）

1. 委託業務名

夏の夜のイルミネーション・ライトアップ事業

2. 履行期間

契約日から令和5年1月31日（火）まで

3. 委託業務の目的及び概要

JRグループ6社と地元自治体、観光関係団体等が連携して、全国に観光誘客宣伝を展開する大型観光キャンペーン「岡山DC（デスティネーションキャンペーン）」（実施期間：令和4年7月～9月）の実施に伴い、石山公園一带などをイルミネーションやライトアップの光で彩るとともに、DC期間中に飲食等のイベントを実施することで、観光客に岡山の夏の夜のまち歩きを楽しんでもらい、市街地の夜の回遊性を高め、ナイトタイムエコノミーを活性化させることを目的とする。

【事業名称】 夏の夜のイルミネーション・ライトアップ事業（仮称）

【設置場所】 石山公園、鶴見橋、月見橋を必ず含む、石山公園を中心としたエリア

【点灯期間】 令和4年7月20日（水）～11月27日（日）

【点灯時間】 月ごとの指定時刻から22時まで（指定時刻は、7月～8月は18時30分、9月は18時、10月は17時30分、11月は17時を予定）

【イベント】 7月～8月の金曜夜・土曜夜の2日間。なお2日間を1回の単位とし、7月中は1回以上、8月中は2回以上実施するものとする。

4. 委託業務内容

本事業の目的を達成するため、受託者は、公益社団法人おかやま観光コンベンション協会（以下「委託者」とする）と十分に協議・調整のうえ、本仕様書の要件を満たす事業の企画、制作、および実施を行う。業務実施にあたっては、業務計画の作成、各種調査などの準備段階から、設営、運営管理、撤去、広報発信など事業の実施に付随する一切、および事業報告を業務範囲とする。

基本的な業務内容は（1）～（7）のとおりとし、その他、委託者と協議した企画を盛り込んで事業を実施すること。

（1）テーマの策定

夏の夜にちなみ「天の川」をコンセプトの基本に据えて本事業全体のテーマを策定すること。また、イベント名を提案すること。

（2）イルミネーション・ライトアップのデザイン

①既存の公園園路照明等を考慮し、歩行空間と水辺の双方を効果的に演出するよう、イルミネーション・ライトアップ等の装飾を配置すること。

②イルミネーション・ライトアップ等の照明はLED照明とすること。

③会場内にSNS等での拡散につながるような演出を取り入れること。

- ④一度だけではなく、何度も見に行きたくなるような演出とすること。
- ⑤公園内樹木へのイルミネーション・ライトアップ装飾等の付設は、樹木保護の観点から添え木やフェルトなどを利用し、樹木に十分な養生を施すこと。なお、地元ボランティアによる花壇が設置されている箇所は装飾を行わないこと。
- ⑥イルミネーション・ライトアップ装飾等の位置・高さ・色彩や演出内容は、歩行者や自転車通行の支障とならないようにすること。また、日中や夜間の景観にも配慮すること。
- ⑦期間中に、「浴衣でのまち歩き（岡山DC推進協議会実施事業）」が市街地で開催されることから、浴衣での来場者を想定した設営や足元等の安全対策を心掛けること。
- ⑧9月17日（土）～19日（月・祝）に、石山公園にて「岡山カレーフェスティバル（おかやま観光コンベンション協会実施事業）」が開催されるほか、期間中に民間のイベント等が開催される可能性に留意し、共存共栄できる装飾等の設置を心掛けること。
- ⑨このほか、期間中に岡山後楽園、西川緑道公園等で開催しているイベント等と連携し、回遊性の向上を図ること。
- ⑩なお、橋梁管理者、公園管理者、河川管理者によっては、装飾や機材設置が認められない場合があり、その際は委託者と協議の上、代替の装飾・演出を行うこと。

（3）ライトアップ装飾の設営・保守点検・撤去・緊急時の対応

- ①イルミネーション・ライトアップ用電源については、石山公園内の既設電源および電線等からの引き込みによるものとし、仮設電源工事費、電源引込み費用及び電気料は受託者負担とする。
- ②期間中は、自動点灯にするためのタイマースイッチを設置すること。
- ③イルミネーション・ライトアップ機材の落下や転倒の防止、盗難・破損・延焼・漏電等の対策を講じ、緊急時の体制整備や各種対応マニュアル等を作成すること。
- ④昼間や夜間消灯時に歩行者通行の支障とならないよう対策を講じること。
- ⑤設置期間中にトラブルが発生（電球切れ、故障等）した場合には受託者において迅速に対応すること。
- ⑥ライトアップ装飾の設営・撤去に係る各種手続きは受託者において行うこと。
- ⑦受託者の負担において損害賠償責任保険に加入すること。

（4）飲食等のイベントの実施

- ①3. 委託業務の目的及び概要で指定した曜日・回数で、石山公園を会場に、イルミネーションやライトアップとともに飲食等が楽しめるイベントを実施すること。その際、回ごとにテーマを決めたりジャンルを変える、音楽やパフォーマンスなどを併設させるなど、常に観光客や市民の関心を引き、積極的に来場を促せるものとする。
- ②出店者の店舗募集・調整・事故防止の指導、保健所等への届け出、会場設営（電源等含む）、清掃ほかイベント実施にかかる業務は受託者で行うこと。
- ③テント等の設営・撤去はイベントの実施毎に行うこと。
- ④残飯類、使用済み容器・スプーン・箸類、廃油、廃食材などイベントに際して生まれる一切のごみは、受託者で処理すること。なお、来場者や店舗等から、公園、河川、排水溝、道路等に捨てられたり流されたりしないようにすること。
- ⑤持続可能性に配慮した容器の使用、食料廃棄物の抑制、資源ゴミの分別など、SDGsの

取り組みを意識すること。

⑥清掃等は公園内トイレを含み、清掃道具、トイレットペーパー等を準備すること。

⑦すでに石山公園内で営業している飲食店舗の営業を妨げることのないよう、当該店舗と協議し、共存共栄が図られるようにすること。

⑧来場者が誤って川に転落しないよう河川敷などに警備員を配置させるなどし、注意喚起を徹底すること。

(5) 集客を図れる広報発信

本事業の実施にあたって、多くの来場が見込めるよう、効果的な広報発信方法を提案の上、実施すること。

方法は、WEB、動画配信、チラシ、ポスター、媒体広告など問わないが、旅ナカの旅行者にも情報が届くよう宿泊施設などと協力して周知に努めるとともに、岡山城と岡山後樂園を臨む旭川に面したロケーションなどをブランディングして発信するなど、県内外の人に対して、ここでしか味わえない魅力を訴求できるよう意識すること。

また、岡山DC推進協議会が実施する全体広報との連携をしっかりとること。

(6) 効果測定

本事業の実施にあたって、来場者数等の把握に可能な範囲で努めるとともに、来場者、店舗等へのアンケートについて提案の上、実施すること。

アンケートの手法は問わないが、回収が期待できるものとする。なお、アンケートの項目は委託者や岡山市観光振興課（以下「市」とする）と協議すること。

(7) 旅アトのプロモーション

来場者が、本事業を体験して終わりではなく、宿泊施設到着後あるいは帰宅後も余韻を楽しめる、近隣の飲食店等の利用で事業効果が波及する、SNS投稿等を通じて多数に魅力が拡散する、リピーター化し再度の訪問につながる、などの旅アトのプロモーション戦略を提案の上、実施すること。

5. 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、委託者の承諾を得ること。

(1) 委託業務着手届

(2) 工程表（委託作業表）

(3) 業務責任者届

(4) 実施体制図

(5) 下請負通知書（本業務の一部を再委任する場合に限る）

6. 業務報告書

(1) 業務終了後、速やかに、業務報告書（記録写真、おおよその来場者数、店舗の利用状況等、アンケートの集計結果、把握した課題と次年度以降の実施に向けた改善事項、その他事業者視点での事業の分析など）をすべて日本工業規格A列4版（一部A列3版可）にて作成し、3部提出すること。

- (2) 当該業務で制作したリーフレット等の成果物のデータ等一式を、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで、DVD等のメディアに収めて提出すること。なお、紙媒体で配布したものは、メディア提出とは別にアーカイブスとして各10部程度ずつ、委託者に納品すること。
- (3) 成果物が本仕様書に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。
- (4) その他、本業務において報告すべきと考えられる事項については、委託者と協議の上、報告すること。

7. 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、または委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。また、本業務の遂行に伴い受託者が提供を受けたデータ及び協議、資料、計画等の内容については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適正な取り扱いを確保すること。

8. 知的財産権等

- (1) 受託者は、本業務の委託範囲内で制作した成果物、備品、広報媒体等が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」とする）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む）を、業務完了時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本業務委託において制作した成果物、備品、広報媒体等が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (3) 受託者は、本業務委託で制作する成果物、備品、広報媒体等に第三者が権利を保有する素材（映像、絵画、マンガ、キャラクター、小説、工芸品、音楽、タレント等の著名人等）を使用する場合には、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

9. 貸与資料等

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、委託者が提供することが可能な資料等は、委託者が受託者に無償で貸与するものとする。

- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき、または本業務履行上不要になった場合は委託者に返還しなければならない。なお、貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど委託者の指示に従った処置を行うこと。

10. その他

- (1) 本業務の開始から終了までの間、調査、制作、進行管理全般を常に把握している専任担当者を置き、円滑な実施のために適宜委託者と打ち合わせを行い、必要に応じて委託者・市と協議を行うこと。
- (2) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (3) 本業務に付帯する作業については、本仕様書に明記されていない事項であっても履行すること。
- (4) 本業務の実績はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (5) 本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合、または第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。
- (6) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示しその承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (7) 本業務について会計実地検査が行われる場合には、協力すること。
- (8) 本業務に係る各種の証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 本業務の実施にあたって、環境負荷低減に努めること。
- (10) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに委託者・市と受託者とが協議して決めるものとする。

夏の夜のイルミネーション・ライトアップ事業業務委託

企画提案書等評価基準

審査項目	審査基準	配点
取組方針	事業趣旨の理解度	10
業務内容	テーマの策定（仕様書 4-(1)）	10
	イルミネーション・ライトアップのデザイン （仕様書 4-(2)）	15
	ライトアップ装飾の設営・保守点検・撤去・ 緊急時の対応（仕様書 4-(3)）	10
	飲食等のイベントの実施 （仕様書 4-(4)）	15
	集客を図れる広報発信 （仕様書 4-(5)）	10
	効果測定（仕様書 4-(6)）	5
	旅アトのプロモーション（仕様書 4-(7)）	10
実施体制	実施体制・人員体制の構築	5
スケジュール	スケジュールの実現可能性の高さ	5
費用	事業経費積算の適切度	5
合 計		100

（注）審査会委員の採点が平均で60点未満の提案は特定しません。